

# 「介護まめ知識」

住み慣れた我が家で暮らし続けるために

介護保険サービスで、手すりの設置や、福祉用具のレンタル・購入ができることをご存じですか？

介護保険のサービスと聞くと、デイサービスやヘルパー訪問、リハビリの利用をイメージする方は多いと思います。

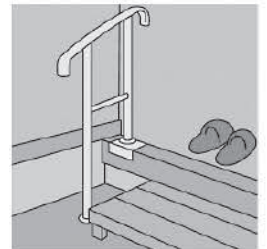
そのほかにもトイレやお風呂場への手すりの設置や、玄関や居間の出入り口の段差解消などの「住宅改修」も介護保険のサービスの一つとして挙げられます。

また、お風呂場の椅子や、歩行器など福祉用具のレンタルや購入もできます。最近では、いろいろな種類の「レンタル手すり」もあり、工事が要らず手軽に安全に使える物も増えてきました。

## 介護保険が適用される住宅改修



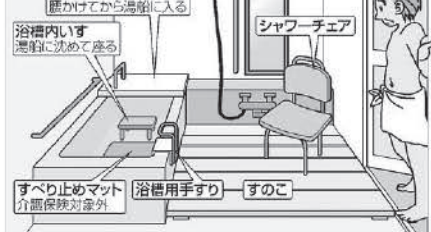
工事をしなくても簡単に取り付けられるレンタル手すりも今は種類が豊富です



福祉用具の例

## 入浴を支える福祉用具の例

※介護保険制度で、要支援以上なら、年間10万円(自己負担)割まで購入費用が出る



## 購入する前に、まずは地域包括支援センターへ相談を。

介護保険のサービスとして住宅改修、福祉用具のレンタルを行う場合は、手続きが必要です。

施行した後や、購入した後では、サービスの対象外となってしまうので、まずは包括支援センターにご相談ください。

問合せ 健康福祉課 地域包括支援センター ☎63-1122

# 障害者自動車等燃料費給付

自動車等燃料費給付認定を受けている障害者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

**給付金** 燃料1リットルにつき50円  
1か月に自動車は20リットル分、  
オートバイは5リットル分まで

**対象期間** 平成30年4月～9月分

- 持ち物**
- ・身体障害者手帳または療育手帳
  - ・運転されるかたの運転免許証(写し可)
  - ・車検証(写し可)
  - ・印鑑
  - ・燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

**申請** 10月12日(金)までに健康福祉課福祉介護担当へ  
☎62-1233

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。